

お子さんの発達について心配なことはありますか？

～日本で子育てをする保護者の方へ～

近年、日本で子育てをする外国人保護者の方が増えています。とくに、お子さんの発達について心配なことがある場合、どこへ行って、誰に相談すればいいのかわからなくて、とまどうこともあるでしょう。日本の各地には、お子さんの発達を心配する保護者を応援する機関（場所）があります。外国人保護者の皆さんが、必要とする情報やサポートにつながり、安心して子育てができるように、このリーフレットを役立てていただければ幸いです。

例えばこんなことはありませんか？

1. ことばの発達が遅れている。
2. 名前を呼ばれても振り向かない。
3. 目が合わない、合いにくい。
4. 音にとっても敏感（自分で耳をふさぐ）
5. 他の子どもに興味がない。
6. 落ち着きがなく動き回る。
7. 興味が偏っている（特定の色、商標、記号、文字、数字など）。
8. みんなと一緒に活動するときに、他の子と同じように行動できない。
9. トイレや着替えなどの生活習慣を身につけるのに時間がかかる。
10. かんしゃくがひどく、なかなかおさまらない。



市区町村が行う健康診査を受けましょう

市区町村の役所では、乳幼児健康診査（健診）を行っています。お子さんの健康や発達の状態を確認するために大切な機会です。かならず受けましょう。

- 医師が診察します。健康診査の費用は、すべて0円です。
- それぞれの健康診査の時期は、自治体によってちがいます。役所に確認してください。
- 健康診査ごとに、受けることができる年齢が決まっています。

- 【乳児健康診査】お子さんが3～4か月になったとき、保健師に心配なことを相談することができます。栄養士が離乳食について教えてくれます。
- 【1歳6か月児健康診査】お子さんが1歳6か月になってから2歳になる前までの間。保健師に心配なことを相談することができます。
- 【3歳児健康診査】お子さんが3歳になってから4歳になる前までの間。尿の検査をします。視覚や聴覚の検査をします。保健師、栄養士、心理士などに心配なことを相談することができます。
- 【就学時健康診断】お子さんが小学校に入る前の年の9月ごろ、市区町村の教育委員会からお知らせが届きます。入学する予定の小学校に行って、就学時健康診断を受けましょう。視力や聴力の検査をします。簡単な知能検査をします。
- 【就学相談】教育委員会や教育センターは、障害のあるお子さん、小学校での生活に心配なことがあるお子さんの相談をおこなっています。就学相談は予約が必要です。予約については、教育委員会に聞いてください。

発達障害とは

「発達障害」は、脳の機能の発達が関係する、多くは生まれつきの障害です。発達障害には下の図のようないくつかのタイプがあります。同じ障害でも特徴のあらわれかたには個人差があります。また、いくつかの発達障害をもっている人もいます。

知的発達が遅れることもある

広汎性発達障害
（自閉症スペクトラム障害 ASD）

自閉症 **アスペルガー症候群**

- 言葉の発達の遅れ（アスペルガー症候群では、ことばの遅れはみられません）
- コミュニケーションの難しさ
- 対人関係・社会性の問題
- パターン化した行動、興味のかたより、こだわり
- 感覚が過敏、または鈍感、不器用など

注意欠陥多動性障害 AD/HD
（注意欠如・多動症、注意欠如・多動性障害）

- 集中できない
- じっとしてられない
- 衝動的に行動する

学習障害 LD
（限局性学習症、限局性学習障害）

- 全体的な知的発達は遅れていないが、「読む」、「書く」、「計算する」ことのどれかが大変苦手

※このほか、トゥレット症候群、吃音（症）、発達性協調運動障害なども発達障害に分類されています。

- 障害のあるお子さんのための教育
子どもがどこで教育を受けるかは、親や子どもの考えを最大限尊重して、教育委員会が決めます。小学校には、「特別支援学級」や「通級指導教室」があります。「特別支援学校」は、障害が重いお子さんのための学校です。



相談をしましょう

子どもの特徴や発達のはかりはひとりひとり違います。心配なことがあれば早めに相談して、お子さんの特徴に合った対応をすることが大切です。

- 子育ての悩みや、お子さんの発達で心配なことなどは、まずは市区町村の保健師に相談しましょう。
- 保育所・幼稚園に通っている場合は、お子さんの様子について、普段から保育士とよく話し合しましょう。
- 市区町村によっては、発達相談員による個別相談や、巡回相談を行っています。
- 市区町村によっては、親子で一緒に通う子育て支援の教室を開いています。お子さんの発達に合った関わり方を学ぶことができます。

※相談出来る人・場所（窓口）は、市区町村によってちがいます。くわしいことは、保健師に聞いてください。



病院について

発達障害の診断は、専門の医師（小児科医、児童精神科医）が行います。

医師の診察を希望されるなら、次のような準備をしましょう。

- 専門の医師のいる病院を調べましょう。市区町村の保健師や発達障害者支援センターなどに相談しましょう（多くの病院は予約制です）。
- 初めての診察の時は、健康保険証と母子健康手帳（母子手帳）を持っていきましょう。
- お子さんのことで心配なことや、家や保育所での様子について、前もってまとめ、書いておくとよいでしょう。

検査、個別療法について

病院では、必要があれば、専門の職員が検査や個別療法をします。

検査には知能・発達検査、聴力検査、脳波検査などがあります。



お子さんが、発達障害と診断されたら・・・

お子さんが発達障害と診断されて、ご心配なことでしょう。しかし、環境の工夫や適切なかかわり方で、お子さんの状態は着実に良くなっていきます。

対応の仕方については、担当の医師や専門の職員に相談しましょう。

発達障害者支援センターについて

発達障害者支援法について

日本には「発達障害者支援法」という法律があります。発達障害のある方（子どもから大人まで）やその家族を支えるための法律です。発達障害者支援法は、発達障害のある子どもが健やかに育ち、その家族が安心して子育てができる地域社会づくりを目指しています。

発達障害者支援センターについて

発達障害のある方やその家族が安心して生活できるように、地域にはいろいろな相談機関があります。

「発達障害者支援センター」は、各都道府県における支援の中心的な役割を果たしています。全ての都道府県・政令指定都市にあります。

全国の発達障害者支援センターに関する情報は下のウェブサイトと載っています。

発達障害情報・支援センター <http://www.rehab.go.jp/ddis/>

【お住まいの地域の発達障害者支援センター名
センター名
連絡先

障害者手帳について

障害があることを示す手帳（障害者手帳）を持っていると、障害の種類や程度によって、いろいろな福祉サービス（手当金など）を利用できます。手帳が欲しい人は、役所で手続きをします。

手帳には、障害の種類によって「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」、「身体障害者手帳」の3種類があります。

- 手帳があると、福祉サービスを受ける場合の手続きが簡単になります。
- 手当金などの金額は、障害の種類や程度によってちがいます。
- 対象者、サービスの内容などは、市区町村によって一部ちがいます。

※くわしいことはお住まいの市区町村の福祉担当窓口におたすねください。



参考情報

◆定住外国人施策ポータルサイト

都道府県の国際交流協会による電話相談窓口一覧を見ることができます。

<https://www.8.cao.go.jp/teiju-portal/jpn/index.html>
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10_00047.html

◆電話相談による情報サービス AMDA国際医療情報センター

あなたの母国語で診療を受けることができる医療機関の紹介などを行っています。

東京オフィス事務局：03-6233-9266 <https://www.amdamedicalcenter.com/>

◆Google翻訳 【開発：google,Inc】

テキスト翻訳、カメラ翻訳、手書き翻訳、音声翻訳ができる、無料のアプリです。

◆多言語音声翻訳アプリ VoiceTra（ボイストラ）

NICT：国立研究開発法人 情報通信研究機構

話しかけると外国語に翻訳してくれる無料の音声翻訳アプリです。

翻訳できる言語は31言語です。 <http://voicetra.nict.go.jp/>



◆CLARINETへようこそ 学校教育に関する情報サイト【文部科学省】

海外子女教育、帰国・外国人児童生徒教育等に関するウェブサイトです。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003.htm

◆発達障害教育推進センター

発達障害のある子どもの支援・指導方法、発達障害に関する研究や教材、支援機器を見ることができます。

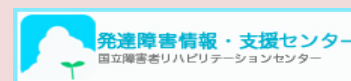
http://icedd_new.nise.go.jp/

【発行】

国立障害者リハビリテーションセンター

発達障害情報・支援センター

<http://www.rehab.go.jp/ddis/>



【発行日】2019年6月